

平成 27 年 10 月 3 日

## 自治会費の徴収基準

二丁目自治会総務部

自治会費の徴収については原則として以下のとおりとする。

1. 二丁目の家に居住していない会員（※）の場合

（※） 自宅を残したままの転居（国内・海外）、長期入院などで空き家の状態

- ・ 不在期間中、自治会費は徴収しない
- ・ 自宅に戻ってきた時点より改めて自治会費を徴収する

2. 根拠（自治会会則第 2 条）

「この会の会員は、原則としてユウカリが丘二丁目に居住する者を対象とし…」  
の定義を準用する

3. 入会・退会・住所異動届

- ・ 転出入時には「届」の提出要
- ・ 但し一人住まいで長期入院など「届」を出すのが困難な場合は不要とする

4. 上記の「原則」に当てはまらない場合の対応

（Q） 転居して「届」を出したのに自治会費を納めている人がいる。

逆に「届」を出さないで転居したが自治会費を納めている人もいる。

どちらも「空き家」状態だが・・・

（A） これまでは空き家の場合の自治会費の徴収について曖昧な点があったため、  
班長・会員共に判断が統一されていなかったのが原因だと思われるので  
今回より「原則」を決めます。

「空き家」状態であるにも拘わらず自治会費を納めている方については

班長がご本人の意思確認をして下さい。連絡方法はポストへの手紙（メモ）

投函・電話・メール、あるいは一時帰宅時の面談等が考えられます。

そして上記の「原則」を伝えて、それ以降は自治会費を納めないようにするか、

それでも納めたいという場合にはご本人の意思を尊重して下さい。

その際「届」を出していない場合は「届」をもらって下さい。

会員名簿の加除訂正は「届」に基づき行います。

（Q） 「空き家」状態で連絡の取れない会員の対応はどうすればよいか？

（A） 班長が判断に困るようなケースは個別に総務部に相談して下さい。また班長  
交代の際には「空き家・連絡不能」の旨を次期班長に確実に引き継いで下さい。  
総務部でもその旨を記録に残します。